

指定（介護予防）平塚整形外科訪問看護ステーション 【運営規程】

（事業の目的）

第1条 医療法人平塚整形外科医院が開設する指定（介護予防）平塚整形外科訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の運営方針）

- 第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの 予防に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行うものとする。
2. サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
 3. サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族（以下利用者等という）に対して、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明を行う。
 4. 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、目標達成の度合いや利用者等の満足度等について常に評価を行い、評価に基づく計画の修正等必要に応じ て常にその改善を図る。
 5. 常に新しい看護技術の進歩に対応するため、事業所内の研修会の開催や事業所 外研修会への参加を積極的に行い研鑽を行う。
 6. サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 7. サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって 行う。
 8. サービスの提供の終了に際しては、利用者等に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス または福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 平塚整形外科訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡県春日市下白水北3丁目82番地1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名(常勤兼務)
管理者は、ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師 看護師 6名(常勤職員4名、非常勤職員2人)
看護師は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 3 事務職員 1名(常勤兼務職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜
- 2 営業時間 月曜日～金曜日：午前8時30分から午後5時30分
土曜日：午前8時30分から午後0時30分
※ただし、祝祭日、8月13～15日、12月30日～翌年1月3日を除く。
- 3 訪問看護サービス提供対応日：月曜日～日曜日
- 4 訪問看護サービス提供対応時間：24時間
電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション

- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置
- 10 ターミナルケア

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者は、その3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域以外から片道1km未満 無料
 - ② 実施地域以外から片道1km以上2km未満は55円、2km以上は実費負担となります。
 - ③ 公共交通機関の
 - ④ 死後の処置料は、20,000円となります。
- 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、春日市、大野城市、那珂川市、太宰府市、筑紫野市、福岡市博多区、福岡市南区とする。

(提供拒否の禁止と提供困難時の対応)

第9条 以下の理由以外について、利用者等へのサービス提供を拒むことはない。なお、サービス提供が困難な場合は必要に応じて他の訪問看護事業所等を紹介するなど必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所内の訪問看護職員数や業務量から見て利用申し込みに応じきれない場合
3. 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合
4. 利用者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合
5. その他利用申込者に対して、自ら適切な訪問看護サービスを提供することが困難な場合

(受給資格等の確認)

第10条 利用者等からサービス提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。なお、介護認定審査会の意見が付してある場合はその意見に基づき サービスを提供するよう努める。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第11条 サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けているか否かを確認し、申請が行われていない場合は速やかに申請が行われるよう援助する。なお、再申請の場合は有効期間等終了前1カ月までには申請可能なよう援助するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助並びに居宅サービス計画等の変更の援助)

第12条 サービス提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することの他、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

2. 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。なお、サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領として利用する場合には支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行う。

(身分証の携帯)

第13条 訪問看護師に身分証を携帯させる。なお、初回訪問時や利用者等から掲示が求められた場合はこれを提示する。

(健康手帳への記載)

第14条 提供したサービスに関して、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載する。

(証明書の交付)

第15条 サービス提供内容が償還払い等に該当する場合で、利用料の支払いを受けた場合、当該利用料額等を記載した提供証明書を利用者に交付する。

(主治医との関係)

第16条 管理者は主治医の指示に基づき適切なサービスが行えるよう必要な管理を行う。

2. サービスの提供の開始に際しては、主治医による指示を文書で受け実施する。なお サービス提供に際しては、主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出（作成）し密接な連携を図る。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第17条

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付する。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付する。

(訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成)

第18条 訪問看護師は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画を作成する。

2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合においては当該計画 内容に沿って作成する。
3. 訪問看護師は、訪問看護計画について利用者等に説明し、その実施状況や評価 についても説明する。なお、サービス計画作成後も、他の訪問看護師等が計画 に沿ってサービス提供しているかの実施状況の把握を行うとともに、助言や指 導を行い、必要に応じて計画の変更を行う。変更を行う場

合でも新規サービス 計画作成と同様に取り扱う。

4. 訪問看護師は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護計画書を作成し、主治医に対して定期的に提出する。

5. 管理者は、訪問看護計画書及び報告書の作成に関して必要な指導及び管理を行う。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第19条 訪問看護師等に、その同居家族である利用者に対するサービス提供は行わないよう厳格に取り扱う。

(事故発生時の連絡先、及び対応の手順)

第20条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第21条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告を行う。

3 (衛生管理等)

第22条 管理者は訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態について常に管理する。事業所の設備及び備品等について、事業内感染防止マニュアルに則り万全の対策を講じるものとする。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催すると共に、その結果について、職員に周知徹底する。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(高齢者虐待防止)

第23条

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するために担当者を設け、指針の整備及び定期的な対策検討委員会及び研修を開催し、従業員に徹底する。

- ・虐待防止担当責任者：喜多 茂

(業務継続計画の策定)

第24条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定する。また、介護支援専門員に対し周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(認知症に係る取組の情報公表の推進)

第25条 認知症対応力の向上を図るため、研修の受講状況、取組状況について介護サービス情報公表制度において公表する。

(利益供与の禁止)

第26条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、利用者に対して特的野事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(サービス提供の記録)

第27条

1. 事業者は、指定訪問看護を提供した際には、指定訪問看護の提供日及び内容、保険給付の額等を利用者の居宅サービス計画書(利用票)等に記載する。
2. 指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、サービス提供の終了時に利用者の確認を受ける。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付する。サービス事業者間の密接な連携等を図る為、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載する等)により、その情報を利用者に対し提供する。
3. 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存する。
4. 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載する。

(サービス提供に関する相談、苦情について)

- 第28条 サービス提供に際して生じる利用者等からの相談、苦情については、窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応する。なお、苦情や相談等については事業所内等で検証し、その対応策や今後のサービス提供の参考として活用する。
2. 提供したサービスに関して市町村から文書その他物件の提出や提示、質問、照会等には即対応するとともに、助言や指導を受けた場合はそれに従い改善策を講ずる。

3. 利用者等からの苦情について国保連合会へ申し立てを求められた場合は、利用者に対して必要な援助を行う。なお、国保連合会から文書その他物件の提出や提示、質問、照会等に即対応するとともに、助言や指導を受けた場合はそれに 従い改善策を講ずる。

(1) 苦情の受付

1. 苦情内容の確認
2. 苦情解決責任者等への報告
3. 利用者への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
4. 苦情の解決に向けた対応の実施
5. 再発防止、及び改善の実施
6. 利用者およびその家族への苦情解決結果の説明・同意
7. 苦情解決責任者等への最終報告
8. 苦情解決責任者等への最終報告

(2) 苦情申立の窓口

○苦情・相談管理責任者・窓口担当者 氏名 喜多 茂

(その他運営に関する重要事項)

第29条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3月以内

継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人平塚整形外科医院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(ハラスメントの防止)

第30条

介護サービスの利用にあたって留意頂きたい事項

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け好意的態

度の要求等性的な嫌がらせ行為)

(身体拘束等の適正化の推進)

第31条

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。また身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附則

この規約は令和3年5月1日より施行する。

この規約は令和7年4月1日より施行する。

指定訪問看護料金表【介護保険】

<要介護：訪問看護の利用料>

(1)

サービス 提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
サービス 提供時間帯								
昼間 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	3,140 円	314円	4,710 円	471円	8,230円	823円	11,280円	1,128 円
	2,830 円	283円	4,240 円	424円	7,410円	741円	10,150円	1,015 円
早朝・夜間 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	3,930 円	393円	5,890 円	589円	10,290 円	1,029円	14,100円	1,410 円
	3,540 円	354円	5,300 円	530円	9,260円	926円	12,690円	1,269 円
深夜 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	4,710 円	471円	7,070 円	707円	12,350 円	1,235円	16,920円	1,692 円
	4,250 円	425円	6,360 円	636円	11,120 円	1,112円	15,230円	1,523 円

<介護予防：訪問看護の利用料>

サービス 提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
サービス 提供時間帯								
昼間 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	3,030 円	303円	4,510 円	451円	7,940 円	794円	10,900 円	1,090 円
	2,730 円	273円	4,060 円	406円	7,150 円	715円	9,810 円	981円
早朝・夜間 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	3,790 円	379円	5,640 円	564円	9,930 円	993円	13,630 円	1,363 円
	3,410 円	341円	5,080 円	508円	8,940 円	894円	12,260 円	1,226 円
深夜 (上段：看護師に よる場合 下段：准看護師 による場合)	4,550 円	455円	6,770 円	677円	1,1910 円	1,191円	16,350 円	1,635 円
	4,100 円	410円	6,090 円	609円	10,730 円	1,073円	14,670 円	1,472 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 06 時～ 午前 08 時 まで	午前 08 時～ 午後 06 時 まで	午後 06 時～ 午後 10 時 まで	午後 10 時～ 午前 06 時まで

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,000円	600円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	死亡月に1回
初回加算	3,000円	300円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,500円	250円	1月に1回
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,540円	254円	1回当たり(30分未満)
	4,020円	402円	1回当たり(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,010円	201円	1回当たり(30分未満)
	3,170円	317円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	1回当たり
看護体制強化加算(Ⅰ)	5,550	550円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,000円	200円	
サービス提供体制強化加算	60円	6円	1回当たり